

国際民事訴訟の争点

道垣内正人

I はじめに

平成10年に施行された民事訴訟法制定に向けた作業の中では、国際民事に係るルールについても条文化が検討されたものの、最終的には、外国判決の承認の要件について最小限の改正がなされたばかりは、従来からの条文化を現代化しただけに過ぎない。しかし、その後、本稿執筆時点において、後述のように裁判権免除と国際裁判管轄について立法の動きがある。

以下では、以上のような状況の変化を見据えつつ、まず理論的な観点から、国際民事の位置づけについて検討する。そして、国際私法における国際私法秩序の安定という目標から、国際民事全体を見通す基軸とそれによって構成される枠組みを提示し、若干の具体的な争点を指摘する。

II 国際民事を考える視点

国際私法上の様々な問題について考える場合、民事訴訟法の立場から、国際私法の立場からでは、問題の捉え方、その処理の仕方は異なる。

民事訴訟法は、民事訴訟をめぐる問題を全体として対象としている以上、その中心は大量に発生している国内事件の処理であり、国際民事の問題は特殊な問題にすぎない。視座はあくまでも日本の民事裁判制度にあり、その体系の中に収まりよく国際民事の問題を位置づけておくことになるという。

これに対し、国際私法では、準拠法の決定・適用を任務とする法廷の国際私法がその中心にあり、涉外事件処理の法廷的側面の問題として、国際民事が位置づけられる。そして、国際私法の関心は、国際社会において法秩序をいかに構築するかという点に向けられ、国際民事の問題もそのような観点から考察される。もちろん、ごくわずかに存在する条約が適用される場合を除き、国際私法も所詮は国内法であり、公序(法適用42条、民訴118条3号)による制限や、私法上の規定であっても準拠法のいかなる問題を問わずそれと地域の適用範囲が設定されていると考えられる「絶対的執行法」の存在に依拠するように、国内法秩序との関連性には問題を勧めることはできない。とはいえ、現念的には、国際私法は、一国の法制度にはこだわらず、国際社会全体のあり方を考えているといえる。

このような違いから、たとえば、外国判決承認制度について、次のような見方の違いが生ずることになる。すなわち、民事訴訟法においては、外国判決承認はあくまでも判決効の阻害の中における特殊な問題である。これに対し、国際私法の特長の中からは、外国判決承認制度は、国境によって別個独立に構築されている各主権国家の司法制度をつなぐ経路であり、別の表現をすれば、閉ざされた各国の司法制度に開けられた「窓」であるという位置づけが与えられる。そして、国際私法においては、この「窓」をてこに、国際私法秩序の構築を考えることになる。

上記の民事訴訟法からと国際私法からの2つの視点は、いずれかが正しくて他方は間違っているというものではない。いかに国際私法秩序のためとはいえ、民事訴訟法の体系上受け容れることができないような制度では現実性を欠き、法理論として失格であり、他方、民事訴訟法の観点からは国内的事実にとりまれば流されがちなところ、国際民事を含むより広い国際私法秩序の体系を認識することによって、踏みとどまることができると考えられるからである。いずれにせよ、両者のバランスによって初めて健全な結果に至ると考えられる。

III 国家管轄権と外国国家行為承認論を基軸とする国際私法の枠組み

Iで述べた2つの見方のうち、民事訴訟法に視座を置く場合、国際民事は既存の民事訴訟法の体系の中に位置づけられることになるのに対して、国際私法から考えると、国際私法独自の体系化が考えられる。その際、骨格となるのは、国家管轄権と外国国家行為承認論である。ここでの国家管轄権とは、国際法上の国家主権を立法、司法、執行の3つの管轄権に分けて、その行使について論じられるものである。もうひとつの外国国家行為承認論とは、国際法上の義務としてではなく、国際私法秩序の形成・維持のため、どこまで外国のした国家行為に寛容になれるかをめぐる議論である。外国判決の承認は外国国家行為の承認のひとつの場合と見ることができ。すなわち、外国における国有化・収用、外国法人の監禁等を含む外国の公権的判決・処分をどのように国内に受け容れるかという広い問題設定の中で、準拠法の決定という処理方法を通じた外国法の適用との関係等を視野に入れてその位置づけが考察されることになるのである(後述「外国国有化・収用措置の我が国における効果」法廷113巻2号224頁、同「法人に関する法廷113巻135巻8号1045頁)。

この国家管轄権と外国国家行為承認論とは、ある面では対立し、他面では相まって、国際私法上の諸問題の処理方針を示すことになると考えられる。国家管轄権では、わが国から外へ向かって管轄権を行使してゆく際の境界を見極め、その範囲内では手続法的正義といった管轄権とは異なる基準による境界づけが議論されることになる。他方、外国国家行為承認論では、なぜ外国国家行為を承認するかという根本問題があり、それを国際私法秩序の安定という目的追求にあてると、個々の問題の処理に当たっては、国によって法律は異なり、司法制度も統一されていないという現状において、どこまでこの理想を追求することが妥当かを考えることになる。

IV 若干の争点

1 司法管轄権

司法管轄権とは、国際法上、裁判を行うことが許されるのかという問題であり、国際裁判管轄とは、司法管轄権があることを前提に、手続法的正義の観点から実際に裁判を行うことが妥当なのかという問題である。

司法管轄権の対物的制約については、最判昭和56・10・16(民集35巻7号1224頁)は、「被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が適んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である」と判示し、直ちに国際裁判管轄の議論に移っているが、国際法上の問題を看過すべきではなく、理論上、その境界の確定が先決問題となる。この点、抽象化された適用対象に対する命令である立法管轄権についてその域外行使(域外適用)の境界が国際法上問題とされるのと同様、特定された当事者に対する命令である司法管轄権行使につ

いても、その域外行使には境界があるはずであり、その線引きを明らかにする必要がある。

他方、対人的制約としての「裁判権免除」については、最判平成18・7・21(民集50巻6号2542頁)により絶対免除主義を採用していた大判昭和3・12・28(民集7巻1128頁)が変更され、その後、日本政府は「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」を2007年1月に署名し、その批准案件がその国内実施法案とともに国会に提出される予定である。

この裁判権免除主眼への移行によって、外国がその領域内で主権的な行為については他の国での私人間の訴訟においてその合法性を審査できないという扱いとの関係が問題となる(東京商判昭和28・9・11商民集6巻11号702頁参照)。すなわち、裁判権免除主義は、絶対免除主義に対して主権的な行為による例外を設けるのではなく、事件の性質による例外を設けるものであるため、もはや司法管轄権の対人的制約ではなく、対物的制約に変質したのではないかということが問題となる。そして、この点は外国国家行為承認論に結びついていくことになり、その関係の整理は今後の課題というべきであろう。

また、新たな裁判権免除法により、これまで閉ざされていた入り口が開くこととなるが、潜在化していた問題が今後表面化してくることが予想される。たとえば、外国の公務員による不法行為が日本国内で発生した場合、当該外国に対する損害賠償請求訴訟を提起することができることになるが(上記の裁判権免除法12条)、その場合に、通常の不法行為と同様に法の適用に関する適用法17条により準拠法を定め、結果発生地法である日本法を適用してよいが、それともそれが公権行使又はその外形がある行為等による場合には、当該外国の国家賠償法を適用すべきかという問題である。未解決の問題であるが、戦時中の中国での日本軍の違法行為により損害を被ったと主張して提起されている多数のいわゆる戦後賠償事件では、その種の主権的な行為による損害賠償の問題には通常の国際私法は適用されず、当然に日本の国家賠償法が適用されるとの判断がなされており(たとえば、大阪商判平成18・9・27民集53巻5号1633頁、東京商判平成19・7・18民集53巻8号2314頁、それとの整合性のある処理が求められることになる)。

2 国際裁判管轄

国際裁判管轄に関しては、ハーグ国際私法会議でのグローバルな国際裁判管轄及び外国判決の承認・執行に関する条約の作成作業が進行中であつたこともあって、日本での独自立法をすることは控えられてきた経緯があるが、結局、2005年に「管轄合意に関する条約」を作成しただけで終了した(道垣内正人「ハーグ国際私法会議における国際裁判管轄及び外国判決承認執行条約作成の試み—その経緯的検討」早稲田法学83巻3号77頁)。このことを受け、改めて、判例法に委ねられてきたこの分野について包括的な条約文化の作業が急務である(「国際裁判管轄研究報告書」NBL883-888号参照)。個別の管轄原因が明文化されることにより、法的安定性(予知可能性)の点ではプラスとなるであろう。また、消費契約や個別契約の条文化に関する特別等が設けられることになれば、判例法の条文化を超えた変化をもたらすことになる。

ここでは、国際裁判管轄の処理に当たって、外国判決の承認との関連で生ずる問題点についてだけ簡単に触れておく。それは、日本の裁判所が国際裁判管轄を否定したのち、日本から見て管轄権ありとされる国で裁判されるときは限らないこと、また、仮に裁判をしても、その判決が日本で承認するとは限らないことである。最判平成8・6・24(民集50巻7号1451頁)は、そのような場合に例外的に日本の国際裁判管轄を肯定したものであるが、戦争、内乱、外交関係の断絶等、外国での訴訟が事

実上又は法律上困難である状況が超えてくると、この種の例外的処理は新法のもとでも不可避的なものといえる。

また、このことから逆に、外国での裁判の結果が日本で承認されるのであれば、国内の状況と同様の秩序がそこにはあるということができ、いづつかの問題の処理方法を導くことになると考えられるのである。たとえば、国際的訴訟制度について、外国裁判所で待たされる判決が日本で承認されると予知されるときは日本での訴訟する訴えを認めないという承認予知説は、承認が予知されるのであれば、外国の裁判所であっても日本の裁判所と同視できるといって究明に基づくものである。また、民事保全法37条1項による本末逆訴訟令に対して、外国裁判所での提訴であっても、そこで判決が日本で承認されるべきものであるとはいえない(そうでなければ、外国裁判所の専断管轄を合意している場合には、日本での仮差押え・仮処分ができるといふ不都合が生ずる)、という議論も同様である。

3 外国判決の承認

外国判決承認についてまず問題とすべきは、承認の効果である。特に、問題なのは外国判決の訴訟物の提え方である。外国の裁判で準拠法とされる法と日本でのそれとは異なることがあるのが現実であるため、外国判決の既判力が及ぶ範囲を厳格にそのままだと認めただけでは、日本での異なる法律に基づく権利主張に対して何らの効力も持たないことになる。外国判決が実体判断について準拠した法律のいかんは承認要件とはされていない以上、このような結果は予定していいとはいえないが、異なる準拠法に基づく外国判決の日本での既判力の範囲を明確にする規律についてはなお考えが尽されていない。

他方、承認要件については、民事訴訟法118条1号の位置づけが問題となる。国際裁判管轄は現在では手続法的正義により決定されているので、広くいえば手続的公序の一部であって、理論上は、2号の送達要件が3号の特殊な場合であるのと同様に、3号の定める手続的公序の要件に取次されることになる。しかし、これを国家管轄権から見ると、1号には判決国での裁判が国際法上司法管轄権の行使として合法的であるといえるか否かの審査をするという役割があり、たとえば、国際法上主権免除が与えられるべきであった事件についての裁判はこの1号によって承認を拒否することに、それが独立の要件とされている意義があるということになる。

4 その他

その他、たとえば、司法共助について、「外国裁判所ノ裁判ニ因ル共助法」でも、日本が締結国となつていない送達条約等の条約でも、裁判国での裁判の結果の受託国での承認可能性は要件となっていない。しかし、日本から見ると国際裁判管轄を欠き、承認できない判決に至ることが予知される外国裁判のために、日本として送達を行い、証拠調べを行うことが適当なかといった問題を改めて考えてみる必要があるように思われる。もともと、理論上の整合性を上回る現実的な理由があれば妥当な立法なのであり、たとえば、承認予知をそのこの負担と不明確さを超えるという政策が司法共助の局面でとらえることには一応の理由があると評価できる。

【参考文献】

本文中に掲げたもの

(どうがうち・まさと・早稲田大学教授)